

議長（福田会長）

会議資料 6 ページの議案第 23 号「環境・清掃関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（横堀市民生活部長）

住民専門部会長の横堀でございます。議案第 23 号「環境・清掃関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

環境・清掃関係事業の取扱いにつきましては次のとおりとすることといたしました。

1. 環境・清掃事業の取扱いについては、原則として、宇都宮市の制度を基準に調整する。

2. 環境基本計画については、原則として宇都宮市の計画を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

3. ごみ収集運搬業務については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

4. し尿収集運搬業務については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

5. 広域的なごみ・し尿処理事業については、廃止の方向で調整するというものであります。

引き続きまして詳細についてご説明いたします。参考資料 14 ページをお開きください。

まず現状についてであります。1の環境基本計画につきましては、宇都宮市のみが策定しているところでありますが、この計画は環境行政の根幹となるものであります。合併に向けましては、合併後速やかに、新市全域を対象とした総合的、計画的な施策の展開が図られるよう、計画の協議調整が必要となるところであります。これらを踏まえ、調整の方向性 2 につきましては、環境基本計画については、原則として宇都宮市の計画を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するという事で調整をいたしました。

次に、ごみ収集運搬事業についての現状であります。ごみ、資源物の収集形態、収集頻度、収集開始時間などに違いがある上に、これらは市民生活と密接にかかわりのある内容となっております。合併に向けての課題といたしましては、合併後、収集運搬業務の委託などにつきましては、速やかに新市全域で統一的な対応が図られるよう、方向付けを行うための協議調整が必要となるところであります。これらを踏まえ、調整の方向性 3 につきましては、ごみ収集運搬業務については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するという事で調整をいたしました。

次に、し尿収集運搬事業についての現状であります。収集形態の委託と許可の違い、及び、くみ取り料金とその徴収方法などに違いがある上に、これらは市民生活と密接に

かわりのある内容となっております。合併に向けましては、合併後、収集形態などに つきまして当分の間は現行どおりとし、段階的に新市全域で統一的な対応が図られるよ う、方向付けを行うための協議調整が必要となるところであります。これらを踏まえ、 調整の方向性4につきましては、し尿収集運搬業務については、新市に移行後も当分の 間現行どおりとし、段階的に調整するという事で調整いたしました。

次に、広域的なごみ・し尿処理業務についての現状であります。ごみは1市4町、 し尿は1市2町での処理体制となっております。合併に向けましては、現在、上三川町 はし尿につきまして、小山広域保健衛生組合で処理しておりますが、その処理体制から 離脱し、新市において処理することになり、宇都宮市を中心とした現行の広域的処理体 制は廃止することとなります。これらを踏まえ、調整の方向性5につきましては、広域 的なごみ・し尿処理事業については、廃止の方向で調整するという事で調整をいたし ました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第23号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここでご意見、ご質問を いただきたいと思えます。

一番最後の「廃止の方向で調整」というのを、もう一度説明してください。

事務局（津田クリーンセンター主幹）

クリーンセンター処理担当主幹の津田でございます。広域処理体制につきましては、 今現在、宇都宮市のクリーンパーク茂原におきまして、ごみは1市4町（宇都宮市・石 橋町・上三川町・河内町・上河内町）で処理をしておりますが、合併により1市3町の 新しい市ができることによりまして、石橋町だけが新市にならないこととなります。石 橋町は、現在、3町の合併協議会をつくっておりますので、そちらの新市で処理をして いただくようお願いしているところでございます。そうなりますと、石橋町はうちの方 で処理しないということになりますので、広域という概念そのものがなくなることにな り、広域体制が廃止となるわけでございます。

議長（福田会長）

分かりました。石橋町が入って1市4町で広域処理を行っていたものが、1市3町で 合併し、石橋町は合併しないということですので、いずれ石橋町は合併する新市でごみ 処理を行っていただきたい。となりますと、1市4町の広域処理については廃止の方向 で調整していくということですね。1市3町は何ら住民生活に影響が出ることはない。 組織の問題ですね。

ほかにございませんか。はい、福田委員。

福田（栄）委員（河内町）

ごみ収集あるいはし尿処理の運搬業者ですが、当分の間現行のままということですが、段階的あるいは移行後速やかに調整ということにつきまして、業者の選定等については、旧町単位でやっていた業者さんをどのような方向付けをするのか。委託にしても入札があると思うので、その点についてお尋ねいたします。

議長（福田会長）

はい、専門部会。

事務局（津田クリーンセンター主幹）

クリーンセンター処理担当でございます。ごみの収集につきましては、現在、宇都宮市におきましては、直営と委託と約50%ずつで収集しているところでございます。ほかの3町はほとんどが委託と伺っております。現在のところ委託と直営の差異がございますので、その辺を鑑みまして、3町につきましても当分の間現行どおりやっただいて、いずれ一つの方向で一つの契約となるかと思っておりますが、地区割りをして契約という形になるかと思っております。その間の調整の時間をいただきたいと考えております。

し尿につきましては、3町と宇都宮市で許可と委託という違いがございます。3町は許可という形をとっておりますので、宇都宮市の委託という形に変更できるかどうかも含めまして、時間をいただいて調整していきたいと考えているところでございます。

議長（福田会長）

ごみの収集については合併後も旧町単位で、し尿の収集については合併後にどういう方法が一番いいか検討していきましようということで、特別、急な変更はないということですので。ほかにございませんか。

無いようでございますので、お諮りいたします。議案第23号「環境・清掃関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第23号は原案のとおり決定といたします。